

主な平成27年度税制改正のあらまし  
(相続・贈与税関連)

2015年5月

日本実業出版社

◎結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置

祖父母や両親が、子・孫の結婚・出産・育児のための資金を一括で贈与した場合、一定の限度額まで贈与税を非課税とする措置が創設されました。

受贈者	20歳以上50歳未満
贈与者	直系尊属（受贈者の親・祖父母）
金銭等の拠出先	金融機関の受贈者名義の口座
金銭等の使用目的	受贈者の結婚・子育て資金
非課税限度額	受贈者1人ごとに1,000万円。結婚関係の支出分は300万円まで
結婚・子育て資金	挙式費用・新居の住居費・引越費用・不妊治療費・出産費用・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費
拠出期限	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間の拠出
申告方法	受贈者がこの非課税措置の適用に係る申告書を金融機関に提出（金融機関が納税地の所轄税務署長に提出）
拠出の確認	受贈者が結婚・子育て資金用の支出を証する書類を金融機関に提出
口座に係る契約終了	①受贈者が50歳に達した場合、②受贈者が死亡した場合、③信託財産等の価額がゼロとなった場合において終了の合意があったとき
契約終了時の残額	使い残しがある場合は、その使い残しについて贈与税課税。受贈者死亡の場合は贈与税非課税
贈与者の死亡	口座に係る契約途中で贈与者が死亡した場合、金銭等の拠出額から結婚・子育て資金の支出額を控除した残額について相続財産に加算（2割加算については対象外）

## ◎住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の拡充

両親や祖父母からの贈与で、居住用の家屋の新築・取得・増改築用の「住宅取得等資金」を取得した場合で、一定の要件を満たすときは、一定額について贈与税を非課税とする措置の適用期限が平成31年6月末まで延長されました。

なお、非課税限度額についても、下表のように拡充されました。

区分	消費税率10%適用者 <sup>*1</sup>		それ以外の者 <sup>*2</sup>	
	耐震・エコ・バリアフリー住宅 <sup>*3</sup>	一般住宅	耐震・エコ・バリアフリー住宅 <sup>*3</sup>	一般住宅
平成26年			1,000万円	500万円
平成27年			1,500万円	1,000万円
平成28年1月～9月			1,200万円	700万円
平成28年10月～29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
平成29年10月～30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
平成30年10月～31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

※1 消費税率10%で住宅購入を契約した者

※2 消費税率8%で住宅購入を契約した者、個人間による売買で中古住宅購入を契約した者

※3 耐震住宅：耐震等級2以上または免震建築物に該当する住宅

エコ住宅：省エネ等級4または一次エネルギー消費量等級4以上（27年～）の住宅

バリアフリー住宅（27年～）：高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

## ◎教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の延長

両親や祖父母が、子や孫名義の教育資金口座に、教育資金を一括して贈与した場合、その子・孫ごとに1,500万円までを非課税とする措置の適用期限が平成31年3月31日まで延長されました。

また、教育資金の対象範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を追加するなど、内容も拡充されています。

(No.5082①、No.5087①、No.5095①～③、No.5241①)